

## 電気用品の技術基準の解説

| 現状解説（解説本 第16版 609ページ）          | 改訂した解説   | 理由  |
|--------------------------------|--|---|
| <p>1. （省略）<br/><u>（新設）</u></p> | <p>1. （省略）<br/>2. 「自動温度調節器」を有するものには、真空パック器のように一連の工程を自動的に行うもので、接着時間等を一定にすることによって、接着温度を一定に保つ機能を有するものも含む。</p> | <p>食品の真空パック器のように一連の工程（真空ポンプ運転→接着（密封））を自動的に行うものには、自動温度調節器による温度制御ではなく、接着時間を一定にすることで所定の温度で接着するようになっているものがある。解釈の規定では、自動温度調節器による温度制御をするもの以外は、（ハ）の規定（定格使用温度に1時間保つ）を適用するように読めるが、一連の工程を自動的に行う電気接着器ではその条件では試験実施困難であり、また、実際の使用状態からもかけ離れた試験方法となるため、自動温度調節器を有するものと同様に（ロ）の規定（最高温度、最大時間、休止15秒で、1時間運転）を適用することを明確にする。</p> |

（当該部解釈）

別表第八2（29）電気接着器

ハ 平常温度上昇

次の（イ）から（ハ）までに掲げる試験条件において試験を行い、この間の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所（同表7及び8の測定箇所にあつては、手持ち形以外のものの場合に限る。）にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。

（イ） 架台付きのもの、脚付きのもの、卓上形のもの及び据置き形のものにあつては試験品を厚さが10 mm以上の表面が平らな木台の上に置き、その他のものにあつては（16）ハ（ロ）bの図による架台の上へのせること。

（ロ） 自動温度調節器（温度過昇防止装置として使用するものを除く。以下ニにおいて同じ。）を有するものにあつては、その動作温度を最高温度にセットし、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を連続して1時間加えること。「連続して」とは、接着時間を調節するタイムスイッチを有するものにあつては、その最大時間にセットし、定格電圧で断続して行うことをいう。この場合において、休止時間は15秒とする。なお、器体の表面に運転時間及び休止時間を表示してあるものにあつては、その表示された時間とする。（以下別表第八2（29）ニにおいて同じ。）

（ハ）（ロ）に掲げるもの以外のものにあつては、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を、接着部の温度を表示された定格使用温度に保つように断続して1時間加えること。